

議案第 38 号

橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について

橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例

橋本市青少年センター設置条例(平成18年橋本市条例第120号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 橋本市青少年センター (2) 位置 橋本市東家一丁目1番1号 (職員)</p> <p>第4条 センターに、<u>センター長</u>その<u>他必要な職員</u>を置く。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 橋本市青少年センター (2) 位置 橋本市東家一丁目6番25号 (職員)</p> <p>第4条 センターに、<u>次の職員</u>を置く。 (1) <u>センター長</u> (2) <u>青少年指導主事</u> (3) <u>青少年補導主事</u> (4) <u>その他の職員</u></p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。